内閣衆質二〇四第五八号

令和三年三月九日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿

衆議院議員江田憲司君提出非居住者(外国人)のカジノ所得非課税に関する質問に対し、

別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員江田憲司君提出非居住者(外国人) のカジノ所得非課税に関する質問に対する答弁書

一の1について

踏まえ、 定複合観光施設区域をいう。 定複合観光施設区域整備法 御指摘 少なくとも \mathcal{O} 「カジノ所得」については、 「国内の公営ギャンブルの勝ち金と等し」く源泉徴収を行わないよう要望したもので (平成三十年法律第八十号。 以下同じ。) 国土交通省において、 の国際競争力を確保する観点や公営競技における課税の状況 以下「法」という。) 第二条第二項に規定する特 我が国における特定複合観光施設区域 (特

の2について

ある。

区 和四年四月までとする案を公表したところ、 域 令和二年十月九日に、 \mathcal{O} 整備に関する税制上の取扱いを明確化しておくため、 国土交通省において、 お尋ね 法第九条第十項の政令で定める期間を令和三年十月から令 の要望については、 令和三年度税制改正要望事項として、 当該期間 の前 に特定複合観 当該公 光施 設

一について

表

の後に提出したものである。

断を行い、 る区域整備計画の認定の申請をすることができるよう、同条第十一項の規定による認定に関する事務を所 特定複合観光施設区域の整備に関する税制上の取扱いを明確化することで、 法第六条第一項に規定する都道府県等が、民間事業者と共同して、 法第九条第一項の規定によ 民間事業者が適切に投資判

三及び六の後段について

掌する国土交通省においてお尋ねの要望の提出を決定したものである。

改正 向で検討し、 正大綱」という。)において、 ついて、 令和二年十二月十日に与党が取りまとめた「令和三年度税制改正大綱」 の時期を含め、 「IR事業の国際競争力を確保する観点から、 「令和四年度以降の税制改正で具体化する」とされたことを踏まえ、 令和四年度以降の税制改正プロセスの中で検討してまいりたい。 「非居住者のカジノ所得」に関する税制 非居住者のカジノ所得について非課税とする」方 (以 下 (以下「令和三年度与党税制改 「当該税制」という。)に 当該税制については、

四及び五について

味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。 尋ね \mathcal{O} 「政府の要望と真逆の方針を与党が決定したこと」及び いずれにせよ、当該税制については、 「与党に押し切られた」の具体的に意

令和三年度与党税制改正大綱を踏まえて対応してまいりたい。

六の前段について

け、 員会への 関する法律 務付けるとともに、 取引について、 カジノ事業におけるマネー・ローンダリング対策については、法により、 これを同委員会が審査すること、 届出を義務付けること、他人へのチップの譲渡やカジノ行為区画外への持ち出しを禁止すること (平成十九年法律第二十二号) 取引時確認、 同法による規制に加えて、 取引記録等の作成・保存、 カジノ事業者に対し百万円超の現金とチップの交換等につい の規制対象にカジノ事業者を追加し、チップの交付等の一定 カジノ事業者に対し犯罪収益移転防 疑わしい取引のカジ 犯罪による収益の移転防止に ノ管理委員会への届出等を義 止規程の作成を義務付 て同委

七について

等の規制を講ずることとしている。

与党税制調査会における議論を踏まえて、 するところが明らかではないため、 お 尋 ね \mathcal{O} 「国土交通省観光庁や財務省の要望と真逆の結果となったこと」及び「介入」 お答えすることは困難である。 検討の方向性が令和三年度与党税制改正大綱に盛り込まれたと いずれにせよ、 当該税制 の具体的 につい に意味 ては、